

# 調査の概要

経済センサスは、我が国の全ての事業所及び企業を対象に経済活動の実態を明らかにする調査であり、「経済の国勢調査」といえるものである。

## 1 調査の目的

平成 24 年経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする。

## 2 調査の沿革

GDP 等の経済統計の精度向上や、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備を図るという観点から、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（いわゆる「骨太の方針」）（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これに基づき、関係府省等において検討が行われ、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行って、平成 21 年 7 月に経済センサス-基礎調査が実施された。

また、平成 24 年 2 月には、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた経済センサス-活動調査を総務省及び経済産業省が中心となって実施した。

## 3 調査期日

平成 24 年 2 月 1 日

## 4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 国・地方公共団体の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- (5) 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

## (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所を含めて調査した。

## (3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校を含めて調査した。

## 6 調査の方法

調査は「調査員調査」と「郵送調査及びオンライン調査」の2種類からなる。

### (1) 調査員調査

単独事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所を除く）及び新設事業所については、調査員が調査票の配布・回収を行った。または、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送により回収を行った。

・総務省及び経済産業省一都道府県一市区町村一統計調査員一調査事業所

### (2) 郵送調査及びオンライン調査

従業者数 30 人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数 30 人以上の複数事業所を有する企業の事業所については総務省及び経済産業省が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行った。また、特定の単独事業所及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、郵送により調査票の配布・回収を行った。

なお、郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の回収を行った。

#### ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ウに掲げるものを除く）

・総務省及び経済産業省一都道府県一市区一調査事業所

#### イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く）

・総務省及び経済産業省一都道府県一調査事業所

#### ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

・総務省及び経済産業省一調査事業所

## 7 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査した。

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 事業所の移転及び名称変更の有無
- (4) 開設時期
- (5) 経営組織
- (6) 協同組合の種類
- (7) 学校及び学校教育支援機関の種類
- (8) 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- (9) 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- (10) 本所か否か
- (11) 支所の数
- (12) 事業の内容
- (13) 事業所の形態
- (14) 管理・補助的業務の種類
- (15) 従業者数
- (16) 電子商取引の有無及び割合
- (17) 設備投資の有無及び取得額
- (18) 自家用自動車の保有台数
- (19) 土地及び建物の所有の有無
- (20) 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- (21) 決算月
- (22) 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
- (23) 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- (24) 本支店間移動の割合
- (25) 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- (26) 相手先別収入割合
- (27) 費用
- (28) リース契約による契約額及び支払額
- (29) 有形固定資産
- (30) 生産数量及び生産金額
- (31) 製造品出荷額
- (32) 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- (33) 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- (34) 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- (35) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- (36) 直接輸出額の割合
- (37) 主要原材料名
- (38) 工業用地及び工業用水
- (39) 作業工程

- (40) 商品手持額
- (41) 小売販売額の商品群別割合
- (42) 小売販売額の商品販売形態別割合
- (43) セルフサービス方式の採用
- (44) 売場面積
- (45) 営業時間
- (46) 施設又は店舗の形態
- (47) チェーン組織への加盟
- (48) 業態別工事種類
- (49) 建設業許可番号
- (50) 宿泊業の収容人数及び客室数
- (51) 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
- (52) 同業者との契約割合
- (53) 信用事業又は共済事業の実施の有無